

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第13号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 消防局所管事務

所管所属：消防局

通知を受けた日：令和5年5月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	救急自動車の更新について改善を求めたもの 救急自動車の更新計画について確認したところ、走行距離は考慮されず、年数のみを反映させたもの（調達から5年使用したものを常備車両から非常用車両へ変更し、その後1年非常用車両として使用したのちに廃棄する。）となっていた。 [指摘事項1] 消防局は、救急自動車についての「更新予定年限」（（使用年数）6年又は（走行距離）10万キロをめど（非常用救急車1～2年を含む））に基づいた更新計画を策定し、運用すること。なお、「更新予定年限」が、実際の運用と乖離（かいり）しており運用が困難なものとなっているのであれば、他都市の状況を参考にしながら、車両使用に係るリスク等を踏まえた上で現行の基準が適切かどうか検討し、必要に応じて見直されたい。	救急自動車の現行の更新基準「6年又は10万キロをめど」であれば、使用から3年・4年であっても10万キロを超えた車両は更新しなければならないが、運用に支障がないものにあつては、5年で更新していたため、現行の更新基準「6年又は10万キロをめど」に基づいた更新計画を策定するか、現行の基準が適切かどうか検討した。 更新基準の検討について、他の政令指定都市の状況も確認したところ、全ての政令指定都市が救急自動車の更新年数の基準については、5年～8年の車両使用を基準としており、人口や救急隊数が一番近い横浜市についても更新基準は年数基準のみで、5年の基準を適用していた。また、これまで5年で車両更新を行っていた大阪市の運用実績においても、直近5年間の状況を確認したところ、車両の部品故障による事故や救急業務への支障はなかった。 以上の状況を踏まえて、新たに救急自動車の更新基準を「原則5年（常備救急車）」に改正し、更新計画を策定した。	措置済	令和5年4月20日